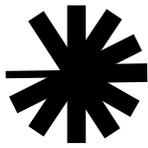


2018  
11月号



# 原水協通信

国連NGO原水爆禁止日本協議会

毎月1回6日発行

頒価 220円

電話 (03)5842-6031

FAX (03)5842-6033

〒113-8464 東京都文京区湯島 2-4-2-4-



原水爆禁止大阪府協議会 大阪市中央区谷町7-3-4 新谷町第3ビル210号 tel(06)6765-2552 fax(06)6765-2837

## 「核兵器なき世界へ12・1」を成功させて、「ヒバクシャ国際署名」で日本政府を動かそう！

「大阪のみなさんにお会いできることを楽しみにしています」(有原監督)

地球以上に今なお1万4千発以上の核兵器が残されています。米国の大統領は、使用できる核兵器を公言しています。また米口首脳の中距離核戦力全廃条約(INF)の破棄問題が現実化する状況が生まれています。想像してみてください。

もし、核兵器が使われたときのことを。広島・長崎に投下された核兵器の破壊力・残忍性の何倍・何十倍・何百倍もの核兵器の脅威は、人類の生存の脅威です。しかし、昨年の核兵器禁止条約によって私たちに核兵器のない世界へ一筋の光が見え始めました。

この時期に大阪で「核兵器なき世界へ」を主催することは大変重要な意義をもっています。このつどいの「映画」を制作された監督の有原誠治さんから大阪原水協にメッセージが寄せられました。ここに紹介をさせていただきます。

非核の政府・自治体・ヒバクシャ・市民の共同の力で核なき世界を、核兵器禁止条約の発効を！



「二度と再び、同じような体験をだれにも味わわせたくない。核兵器と人間は共存できない」と、訴えて活動する被爆者のみなさんと出会い、語り伝えることの大切さを知って『つるにのつて』や『NAGASAKI 1945 アンゼラスの鐘』『原爆症認定集団訴訟の記録 おりづる』などの作品をつくって来ました。映像での被爆体験の継承をもう一歩進めたいと思い、12年前に東京で「被爆者の声をうけつぐ映画祭」を立ち上げて、さまざまな方々と力合わせて今年も開催しました。その縁で、「核兵器なき世界へ」映画とトークのつどいにお誘いいただきました。大阪のみなさんにお会いできますことを、いまからとても楽しみにしています。

映画監督 有原誠治

「核兵器なき世界へ」映画とトークのつどいへの参加の仕方について、いくつかの質問が事務局に届いています。事務局を担当している大阪原水協の岩田幸雄理事長に質問に答えていただきました。

Q1 時間の都合で映画だけを観たいのですが、途中抜けして会場をいったん出たら、再度参加協力券を購入しなければならぬのですか？  
A1 購入しなくても結構です。協力券の半券をお持ちいただければ、出入りは自由です。観たい映画、聞きたい講演、聴きたい音楽だけ、自分の都合のよいプログラムだけを選択してご参加ください。

「核兵器なき世界へ」映画とトークのつどいへの参加の仕方について、いくつかの質問が事務局に届いています。事務局を担当している大阪原水協の岩田幸雄理事長に質問に答えていただきました。

### 【核兵器禁止条約 政府に批准を求める意見書採択】

- 1 高石市議会 (2018年3月8日)
- 2 泉佐野市議会(2018年3月23日)
- 3 摂津市議会(2018年3月29日)
- 4 富田林市議会(2018年6月28日)
- 5 和泉市議会(2018年6月28日)
- 6 河南町議会(2018年9月5日)

10月30日現在

※全国の自治体 322自治体(2割)

※大阪府内の自治体に要請をお願いします。



上の参加協力券 (No.付) 下の参加協力券は No.がついていませぬので、受付で1000円の協力をお願いします。

ヒバクシャ国際署名 (10月30日現在)

50万8991筆



# 2018年国連軍縮週間のつどい

## …被爆者の声に目を傾けない日本政府へ怒り…

1978年の第一回国連軍縮特別総会（SSD1）で決定した10月24日から一週間の「国連軍縮週間」のとりくみは、大阪においては、78年10月から第一回のとりくみがおこなわれました。今年には記念すべき40回になります。



「核兵器禁止条約」の国連で成立するのに貢献したICANになぜノーベル平和賞が与えられたのか？をICANの主要組織である核戦争防止国際医師会議での眞鍋先生の参加報告を貴重なビデオ上映などを屈指して説明されました。

化学兵器も地雷もクラスター爆弾も禁止されているのにそれ以上の非人道的兵器である核兵器がこれまで禁止されてきませんでした。この状況を克服していく取り組みが行われてきた道のりをわかりやすく紹介されました。



次に原爆症訴訟・ノーモアヒバクシャ訴訟で争われたもの、と小児科医でありながらも民医連医師団の一員としてこれらの裁判に重要な役割をはたしてこられたことがよくわかるお話にうつついきましました。「原爆症認定訴訟であるからそれわかれたもの」は、国の立場は

道的兵器である核兵器がこれまで禁止されてきませんでした。この状況を克服していく取り組みが行われてきた道のりをわかりやすく紹介されました。

- ① 放射線量はDS86に基づく
  - ② 2km以遠は認めない
  - ③ 入市被ばくは認めない
  - ④ 残留放射能を認めない
  - ⑤ 内部被ばくを認めない
  - ⑥ 認定疾患についても原因確率にもとづいて判断
- これに対して「民医連医師団」の立場は
- ① 放射線量DS86はあくまで計算値
  - ② 被ばく線量は被ばく実態をもとに考える
  - ③ 残留放射能を考慮
  - ④ 内部被ばくを考慮
  - ⑤ 入市被ばくを実態に基づいて認める

⑤ 認定疾患について 個人については原因確率適用は非科学的として放射線起因性を主張し原爆症裁判はほぼ国は全敗しました。それを受けて国は被団協と和解したにもかかわらず、「新しい審査の方針」でも認定が進まず、大阪を中心に現在の「ノーモアヒバクシャ訴訟」が進行中です。そこでも国は、生活習慣病は放射能起因性の是非を言及せずそれを否定し、それまでの裁判では国側の医師は登場しなかったのに、各疾病の医学界の権威と目される医師を承認したて、放射能とは関係ない他原因説を主張するようになった。それに対して被爆者では被ばく線量と高脂血症高血圧糖尿病が有意の相関と高血圧高血圧糖尿病があっても放射能起因性は否定できない、との主張を海外の研究報告（膨大な英文）を分析して裁判の争点を明確にして闘った結果、2018年3月27日東京高裁控訴審で裁判長は「病気の発症に他の原因があったとしても、放射能によって発症が促進された」と認める場合には、特段の事情がない限り、放射能が原因と考えるのが相当だ」と結論づけました。

「核兵器禁止条約」においても「被爆者裁判」においても日本政府の被爆者の声を聞かない一貫した姿勢に参加者一同、一日も早く安倍政権にかわる政権の必要性を感じた記念講演でした。



おさかパルコープ労組共催で第8回目の「都島平和のつどい」が開催されました。今年の学習テーマは韓国の軍事情権時代に弾圧をうけた康宗憲（カン・ジョンホン）さんを講師に招いて「北東アジアの平和と憲法9条」です。日本のマスコミでは取り上げない韓国・北朝鮮の実像、南北首脳会談の意義、「南北トップが手をつないで38度線の軍事境界線を行き来し、70年間、民族を分断した高さ10cmのコンクリートの壁を無力化させた」と感情をこめて話されました。若者を中心に広がっていったろうそくデモが100万本にひろがり、政治を変えていったこと、日本国憲法9条が力を発揮すべき国内外の情勢をみながら学びました。



10月28日、おさかパルコープの3階ホールで都島平和のつどい実行委員会主催、お

“頑張っています 地域” シリーズ（No.1）都島  
25年も続けられた平和盆踊り、8回目を迎えた  
「都島平和のつどい」多彩な企画に150名参加

「原水爆禁止世界大会」の参加報告や「平和紙芝居」、展示コーナーでは原水協から貸し出した「原爆と人間」パ

「原水爆禁止世界大会」の参加報告や「平和紙芝居」、展示コーナーでは原水協から貸し出した「原爆と人間」パ



ネル展示、最後に参加者一同で平和のうたごえを場内に響かせました。ゲスト講師の康さんも一緒に「青い空は」を合唱しました。（写真 左から二人目）

参加者の感想が多数寄せられました。「康先生のお話を聴いてとても感動しました。涙がでました。自分の中の「朝鮮と韓国は？」という考えが間違っていたんだと気づかされました。同じアジアの国民同士、平和を願う気持ちには同じだという事も理解できました。」

参加者の感想が多数寄せられました。「康先生のお話を聴いてとても感動しました。涙がでました。自分の中の「朝鮮と韓国は？」という考えが間違っていたんだと気づかされました。同じアジアの国民同士、平和を願う気持ちには同じだという事も理解できました。」



（被爆者の山川美英さんが先頭にたつて「12・1」チラシを配布）

都島平和のつどい実行委員会の中心の都島平和の会の上野とき子さんは、康さんの講演で大きな目を開かれました。若い方がたにもっとお話を聞いてほしいと、まだまだ聞きかたかった、と最後に康先生と一緒に「青い空は」を歌えたことが次も頑張ろう、との思いを深くしてもらいました、と語っておられます。

【大阪原水協第58回定期総会開催のご案内】  
日時：12月15日 午前10時～12時  
場所：大阪府社会福祉指導センター（谷町6丁目下車徒歩5分）  
議題：運動の総括と方針案  
人事  
決算・予算案  
原水協規約の改正 など